

平成25年第4回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年12月9日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成25年12月18日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	平成25年12月18日午前10時1分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 12名	9	中 山 敏 夫 君	○	10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	9 番	中 山 敏 夫 君		8 番	古 舘 義 純 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	古 舘 秀 喜 君	
	管 理 統 括 監	小 野 茂 行 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	右 寺 直 樹 君		財 政 企 画 課 長	西 立 也 君	
	税 務 課 長	杉 谷 裕 子 君		住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君	
	保 健 介 護 課 長	池 田 則 子 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	中 山 昇 洋 君		生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君	
	教 育 課 長	前 川 公 望 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	青 木 敏 治		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

平成25年第4回玄海町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年12月18日 午前9時開議

- 日程1 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度玄海町一般会計補正予算（第3号））
- 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度玄海町一般会計補正予算（第4号））
- 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度玄海町一般会計補正予算（第5号））
- 議案第65号 玄海町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について
- 議案第66号 玄海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 平成25年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 平成25年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程2 議案第70号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第6号）
- 日程3 議案第73号 総合運動場整備工事請負契約について
- 日程4 議員の派遣について

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から追加議案が1件送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（青木敏治君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって、御了承方お願いいたします。

- 日程 1 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度玄海町一般会計補正予算（第3号））
- 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度玄海町一般会計補正予算（第4号））
- 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度玄海町一般会計補正予算（第5号））
- 議案第65号 玄海町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の制定について
- 議案第66号 玄海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 平成25年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 平成25年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（上田利治君）

日程 1. 議案第62号 専決処分の承認を求めることについてから議案第69号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第71号 平成25年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第72号 平成25年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）の以上10件を一括議題といたします。

本件につきましては、12月9日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたの

で、審査結果の報告を求めます。

なお、本日は委員長が病気治療中のため、玄海町議会委員会条例第9条第1項の規定により副委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別副委員長、脇山奉文君。

○予算特別副委員長（脇山奉文君）

御報告いたします。

12月9日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました議案第62号 専決処分の承認を求めることについてから議案第69号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第71号 平成25年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第72号 平成25年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）の以上10件につきましては、慎重審議の結果、全会一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第62号 専決処分の承認を求めることについてから議案第69号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまで、議案第71号 平成25年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第72号 平成25年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第3号）の以上10件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第70号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第6号）

○議長（上田利治君）

日程 2. 議案第70号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件につきましては、12月9日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、副委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別副委員長、脇山奉文君。

○予算特別副委員長（脇山奉文君）

御報告いたします。

12月9日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました議案第70号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第6号）につきましては、慎重審議の結果、賛成多数をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第70号 平成25年度玄海町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 3 議案第73号 総合運動場整備工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程 3. 議案第73号 総合運動場整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第73号 総合運動場整備工事請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年12月11日、指名競争入札に付した総合運動場整備工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成25年度公共用施設維持基金総合運動場整備工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は53,760千円でございます。

契約の相手方は、東松浦郡玄海町大字長倉926番地1、株式会社岸本組玄海支店、取締役支店長、久保博務氏でございます。

支出科目は、一般会計、10款教育費、5項保健体育費でございます。

なお、工期につきましては、着工が契約締結の日から成工は平成26年3月27日までとしております。

また、この工事の指名業者でございますが、本町に指名願の提出があっているトビ・土工・コンクリート工事の許可業者のうち、入札参加資格規則で設計金額が10,000千円以上の場合、A等級以上で5社以上となっておりますので、町内A級1社と唐津土木管内5社の計6社の指名を行いました。

会社名としましては、唐津土建工業株式会社、株式会社岸本組玄海支店、釘本建設株式会社、株式会社上滝建設唐津支店、株式会社中野建設唐津支店、日本建設技術株式会社の計6社でございました。

なお、予定価格に対する落札率は94.67%でございます。

以上、審議の上、御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。9番中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

まず1点目、入札契約については、成工日は普通書くんじゃなかですかね、工期の成工日。言うたのは3月27日と言われましたよね。普通は記述を明記するんじゃないですか。そう思ったんですが、その点、まず初めに1点お伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

これまで工期を記載していたけれども、今回は記載がしていないというお尋ねだと思います。議案は契約の内容が一見して了知できるものであることが必要でございます。そのため、ある程度具体的であることが要求され、その内容は仮契約の内容と一致していることは当然でございます。行政実例集でも、記載内容としては契約の目的、いわゆる事業名及び工事名、契約の方法としては入札方法を明記、それから契約金額、そして契約の相手方として住所、会社名、代表者名等を記載されておればよいとされておるところでございます。

さらに、議案に工期を記載している場合の工期の変更は、議会の議決が必要となりますが、一般的にいつて議決事項として工期を提出することは必要ないというふうに解されて、議案の説明において明らかにする取り扱いが妥当であるというふうにされております。

以上のことから、今後、同様の対応とさせていただきたいというふうに存じまして、今回、工期を記載せずに、口頭で先ほど申し上げましたような日にちを申し上げたところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

今後はこういった形でされるということですかね。

期日を記載した場合は、変更的ものとか、そういったことはあるわけですかね。しかし、町長が言われるように、成工の期日はちゃんと報告はされますよね。それと、書くことと書かないこととは違うわけですかね。何があるのですかね。今まではずっと期日を書いてあったんですけれども、それが法に基づいてあるならそれでもいいんですけれども、今までが何だったのかなと思ってですね。その辺いかがですか。今回からですかね。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

工期については、今回から記載をいたしておりません。確かに今議員御指摘をいただいたように、以前は記載をされている場合もあったというふうに思っておりますけれども、行政実例からそういった指摘というか、確認をしたところ、行政実例集でも記載の必要はないと

いうふうに解されておりましたので、今回は手間を省くという表現は正しくないかもしれませんが、口頭では御説明を申し上げて、記載としては記載を省かせていただくという作業をさせていただいたところでございます。

○議長（上田利治君）

10番岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

成工日を記載しないということは、変更しても議会議決の必要がない、そのようになってくるわけですか。例えば、これからずれ込んだとする、年度内であれば何日かおくれても構わないとか、1カ月おくれても構わないとか、そのときに議会の承認を得なくてもいい、そのために記載をしないというふうに受け取っていいんですか。ただ、成工日を記載するのに、いかほどの手間があるかということです。今までしていたのは、実例集じゃなかった、それをサービスでしていたというような説明ですかね。わざわざしなくてもいいって、幾らかタイプで何文字か打つだけの話ですよ。だから、しなくても口頭で、さっき言われましたからそれでもいいんですけど、成工日の変更をした場合にどういうふうな扱いになるのか、その辺をちょっと伺います。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

議案に工期を記載していないということについての御質疑につきまして、私のほうから御答弁申し上げます。

この取り扱いにつきましては、町長は今回からというような御答弁を申し上げられておりますが、このことについては昨年度よりこういった取り扱いをさせてもらっております。また、このことについても最初のときに御説明を申し上げたかと思えます。

工期を記載することについて、何らか支障があるのかというようなことでございますが、議案に記載した事項について変更が生じれば当然議会の承認をまた求めるというようなことになるわけでございます。したがって、工期を記載して、先ほど言いました、議員さんからの御指摘のように、内容に変更がなくとも工期が自然的要因によって変更せざるを得なくなったというようなときにも、当然議会の招集をお願いし、議会の承認をお願いするわけでございます。そういったことから、従前、工期を記載してありましたが、先ほども説明が

ありましたように、行政実例集の中でも、以前からこの文言については変更があったわけ
ございませんで、これまで記載してあったことについては誤解を招いて申しわけございませ
んが、そういったことで工期の変更だけにおいて臨時議会等をお願いするのはどうなのかと
いうことを協議した結果、上司等もあわせて協議をして、そういうことであれば工期の記載
については今後説明をすることにおいて手続としては妥当であろうというような判断をさせ
ていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

ということは、記載していなければ成工日は先ほど口頭ではおっしゃったけど、議会議決
の必要がない、記載していれば議会を再度招集して、延びた場合は議決が必要だから、だか
らしないと。あらかじめ工事が立て込んでいるから、ことしは無理じゃないか、そういうこ
とを含んで今回は記載しなかったというふうに受け取っていいんですか。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

年度末の事業で工期におくれが生じて、年度内に成工できなくなったというところも想定
してかということで、大変誤解を招いておるかと思いますが、そういうことではございませ
んで、先ほども町長のほうから御答弁ありましたように、議会の議決案件として、説明内容
として上げる分については、これはうちだけではなくて、全国的なことで協議されており、
そしてまた、説明内容としては今まで記載しておる、今回も記載しておる内容で妥当である
というふうな判断でございます。したがって、工期を入れないことについて特に他意が
あるというようなことではございませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、池田統括監が答弁しましたとおりですけれども、期日の変更がなされる場合について
は、議会にお諮りをするという作業になるというふうには思っております。

それから、先ほど答弁の中で、私は今回が初めてのように答弁をさせていただきましたけれども、過去にも工期を明記しないで議決をした案件がございましたので、それは御了解をいただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

10番岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

統括監の答弁と町長の答弁とちょっと違うように思うんですけど、町長はまた変更するときは議会を招集せにゃいかんと、そう言いましたよね。統括監は、しかし、最初はあなた、町長は言ったんですよ、議会を招集する必要がないと。今、期日の変更をした場合は議会を招集してということでしたよね。

それと、年度末ですので、延びる場合は事故繰越か繰越明許になりますよね。だから、今回はどういうふうなあれか知りませんが、例えば、石田線の舗装工事でも、年内に終わるような工事を、わざわざ2月ぐらいまで工期をとっているというような場合もあるんですよね。だから、その辺の何日ぐらいで工事が終わるのかというめどをちゃんとして、どれぐらいの工事かということも考えて工期が必要だと思うんですよ。だから、そういうのもあわせて、あの場合は議会議決じゃないから必要ないから、もう自分たちで業者と協議をして日程を決められたんでしょうけど、それでも私は長過ぎると思っていました。そして、今回は議会議決案件ですから、金額が多いから、明記しなくてもいいということであれば明記しなくてもいいんですけど、どうせ尋ねられれば口頭で言いますよね。明記してあってもなくても、口頭で言ったということは、事実何日までということですよ。だから、書くのにどれほどの作業を、手間暇も大したことはない、それなのに議会議決が再度変更するときは必要だから、書けば必要なのか、書かなければ必要ないのかという、その点だけちょっと再確認しておきます。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

まず、工期を記載すれば御指摘のとおり、先ほど私のほうでも答弁いたしましたとおり、その内容に変更が生じてくれば、議会の承認をお願いするというような手続になってまいります。今回については、先ほど来御説明申し上げておりますように、工期を記載するかしな

いかということで、それほどの議会に上程したところで、それほど重要ではないと言ったら語弊がございますが、工期のことについては当然年度末の工事であって、それを執行できなくてということになれば、御指摘のとおり、事故繰越というようなことになってまいります。明許繰越の場合は事前に繰り越しの表明をし、決断をし、そしてまた、最終の定例会において議会の承認を求めるわけでございますので、そういった手続がなく、そしてまた、年度内に終了できないということになれば、仰せのとおり事故繰越というようなことになってまいりますわけでございます。

ですので、何回も同じ答弁になって申しわけございませんが、工期を記載しておれば、議会の承認を求めるというようなことになってまいります。しかし、今回は、先ほど来御説明のとおり、工期を記載しなければ工期だけでの変更によって議会の招集まで煩雑になってくるというふうな判断から、こういった手続になってまいっておるというようなことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

あらかじめ工期はこれでは恐らくだめだろうということを考えた上で記載していないというふうに受け取っていいですね。

ちょっと今度は事業の内容についてお聞きします。

ここはいつも町民大会でもソフトボールで2面とりますよね。今度そのようなマークをするということですけど、少年野球もしてありますけど、これは少年野球の場合はマウンドはつけるんですか。それとも、そのままフラットのままで、ただピッチャーマウンドのベース板だけ置くんですか、どのようなつくりをするんですか。

○議長（上田利治君）

前川教育課長。

○教育課長（前川公望君）

お答えいたします。

マウンドはつくらないようにしております。というのは、マウンドをつくれば、いろんなスポーツに邪魔になりますので、つくらないということでしております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

10番岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

ピッチャープレートはソフトボール用、少年野球用、じゃ3つ置くわけですかね。この事業はしていいんですけど、仕方、内容ですね。この青線はどうなのか、プレートは常設で置くのか、置いた場合、またサッカーとかなんとかしますよね、そういうときにプレートをスパイクで踏んだ場合は滑るでしょう。そのような対策はどうしているのか。

この事業の仕方の説明が何もないんですね、ただこれだけで契約を結びましたと。手前で文教厚生委員会なりにこういうやり方をしますよと説明しておればいいでしょうけど、わざわざ定例会があっているのに追加議案でこれの契約をしましたて、このあれを説明すべきだと思うんですよ、教育長。議員協議会なり、今まであったんだから。仕事はしていいですけど、その辺の説明を少し突っ込んでしてみてください。

○議長（上田利治君）

前川教育課長。

○教育課長（前川公望君）

ソフトボール、それに野球のプレートを埋め込みをするのかということでございますけれども、計画としては埋め込みをするという計画をしております。しかしながら、邪魔になるということであれば、そのときそのときでの設置をするという形もできますので、ただ、野球のホームのベース板については埋め込みをさせていただきたいという考えは持っておるんですけれども、それについても移動ベースということでの取り扱いは可能だということと考えております。（「この図面の内容を説明してくれろと言いやらすと」と呼ぶ者あり）

先ほどのプレート板の部分ですけれども、まず資料ナンバー1に書いておりますように、町民会館側ですね、左側の上のほう、真ん中付近にピッチャープレートをソフトボールの女子、ソフトボールの男子、それに少年野球ということでプレートを埋めることとしております。

それと、ホームベースを埋め込みということで、この両翼のラインについてはポイントを入れると、コーチャーズボックス、それにベースの位置についてはポイントを入れるということで計画をしております。

全体につきましては、このナンバー1の全体計画平面図を見ていただければと思いますけ

れども、散水栓が3カ所、それにコースラインについてはテープを張るということで、それに大きな円のほうが400メートルのトラックですね、小さな円のほうが200メートルのトラックでございます。200メートルのトラックについては円の内側のラインを想定しまして、ポイントを円の中心と一番外側のラインのところにポイントを入れて、サークルを引くというような、円を引くというような形に計画をしております。

それと、今、水色での矢印を書いておりますけれども、これについてはU字溝の排水の水の流れを入れております。

あと、右側に数量表ということで書いてありますけれども、これについてはこの改修をするというか、ポイントの数等を計上しております。

それと、資料のナンバー2ですけれども、これにつきまして計画高、基本図ということで真ん中付近が1.8、1.775、1.75ということで書いてありますけれども、真ん中を高くして、四方に流れるような形の排水ということでございます。（発言する者あり）1.8は1.8メートルです。標高でお示ししております。

それと、資料3につきましては、各ラインの、どういう形で埋め込むのかという方法、各種詳細図でございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

まず、マウンドとかベースの間隔とかは碍子みたいなやつを埋め込むわけですか。ピッチャープレートを置くのじゃなくて、そのポイントに印をするということですね。する競技によってそのときのプレートを持ってきて、はめるということですね。どっちでもいいというようなことを最初課長は言っていましたよね。どっちでもいいということでこの契約はできんでしょう。こういう工事をしますということで、プレートは常設しておくのか、それともポイントだけ、その距離にソフトボールに合わせて、少年野球に合わせて、その距離のところに置いて、あとはラインを引きやすくするためのポイントだけしておくのか、総合運動場だから、その辺をどうするのかということを前もって説明しておけば、こういうことを本会議で聞く必要もないんですよ。

○議長（上田利治君）

前川教育課長。

○教育課長（前川公望君）

ホームベースとプレートについては常設ということで考えております。埋め込みで考えております。（発言する者あり）はい、今現在はそういう形でしていますので、そういう形で計画をしております。

○議長（上田利治君）

10番岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

そして、この散水栓を真ん中に置いていますよね。さっきも言われたけど、今サッカーなんかも余計するでしょう。当然これフィールド内にこの栓のあれがあるわけですよね。そういうことは当然邪魔にならないようにということは考えてしてあるでしょうけど、真ん中ということとは3つとも入るということでもんね、そのフィールド内に、サッカーでもラグビーでもやったときに。そのとき支障はないんですかね。

○議長（上田利治君）

前川教育課長。

○教育課長（前川公望君）

お答えをいたします。

以前、一番当初に散水栓ということで施工してあったのは、普通の土の高さよりも若干低くして、ゴムのチップですかね、をステンレスの板に張って安全は考えてやってありました。今回もそういう形でのやり方を……（発言する者あり）はい、低くして、どう言ったらいいか、グラウンド面にはチップを置いた高さでグラウンド面と合わせるというような、ゴム製みたいな安全チップを張るとするか、散水栓のボックスの上に、ふたに張るとかということで計画をしております。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

今、グラウンドのところに行きましたので、グラウンドの今度は土ですね。以前、値賀小学校あたりでは飛ばないような感じの泥を入れたと思っているんですが、ここは直線の100メートルもありますよね。そういったところと、どういったやり方なのか。町民体育大会の

ときによく砂ぼこりがしていましたよね。だから、散水は置かにかいかなですよというのは私も常々言うておりましたが、それと泥がそういったものを入れるものか、その100メートルのところは同じような泥なのか、今色が変わっていますよね。そういったところはどういうふうな形になるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

前川教育課長。

○教育課長（前川公望君）

グラウンドの防じんとはこりが立たないようにということでございますけれども、ケミカルバインダーということで、どう言ったらよかですかね、保水性を持つ化粧砂をまいて、それが保水性を持って、ほこりが立たないような施工をしていただきます。

それと、100メートルのトラックの土も、もとはアンツーカーでしたけれども、それは同じ土でやるということでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

これをまず12月11日に指名競争されたということなんですが、事業に反対しているわけじゃないんですね。ただ、この計画はもう少し早くされておれば、ゆっくり入札もできたんじゃないかなと思うんですよね。事業が11月に産業文化祭がありましたね。その後もゆっくりできたんじゃないかなと思うんですが。

それともう1点は、なぜ12月11日かということと、計画がいつ出たのか。それと町長、先ほど統括監が言われるように3月27日を明記することと議事録に残るような成工を町長が言った場合は、私は議会はそれでその日にちになると思うんですよね。当然、統括監の説明では、明記をすればそういった話をされるけれども、答弁で出なかった場合は毎回聞きますよ。工事がどれだけかと、私たちも町民に話をするにも、成工はいつですよと話をするのには、成工日は必ず聞きますよ、明記がない場合は。ということは、町長が答弁せざるを得ないように答弁をすれば、その工期が延長した場合は議会にかけないかんちゃいんですか。そうなるんじゃないですかね。明記をしなくても、町長が答弁で、本会議で議事録に残れば、当然それと一緒にんでしょう、取り扱いはどうなります。私ちょっと不思議に思っているんです

よ。

それともう1点、ほかの委員会、私かわっていますけど、教育長、なぜきょう出してある議案第73号の事業は、常任委員会あたりにも、委員長あたりにも相談がないというのはどういう計画なんですかね。私は、そういうところが議会的なものにもやっぱり考慮が足りないと思うんですが、今3つほど言いましたけれども、答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

この工事が今の時期になりましたことについての御説明をさせていただきたいと思います。

そもそもこれは当初予算で皆様方議会で議決をいただいております。工期は大体さまざまな総合グラウンドを使います事業が終わってからということを考えないといけません。12月になりまして、町体の駅伝大会を総合グラウンドで行いました。たしか12月1日だったろうと思いますけれど、その後、最近は12月15日に子ども会の駅伝大会を総合グラウンドで実施したところでございますので、総合グラウンドを使います子ども会の駅伝大会が終わってからということに考えていたところでございます。ということで、今の時期になりました。

それから、文教厚生常任委員会につきましては、勉強会が12月5日の日に行われたところでございますので、それでまだ、たしか入札はその時期していなかったというふうに思います。そういうことで、どのように入札になるのかまだはっきりしておりませんでしたので、御報告をしていなかったということでございます。当初予算をお願いをしていたからという私自身は安易な気持ちがあったのかもわかりません。それにつきましては、議会の皆様方に御迷惑をおかけしましたこと、そしておわびを申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私からは、工期の記載の件についてお答えをしたいと思いますけれども、私は先ほども申し上げましたように、工期が変更になるということは、実は内容が変わるか、もしくは大天災等々の自然災害等々の問題が起きるとか、いろんな条件がついてまいりますので、結果としては議会の議決を求める状況になるのではないかとということを私も今自分の中では勝手に

そう思い込んでおりましたので、議会の議決を必要とするというふうに答弁をさせていただいたところです。結果としては、そのような状況になるのではないかと。ただ、皆さんにお示しをするときには、記載の中に、先ほど申し上げましたように、省かせていただいて、ここでは私が口頭で工期は説明をするという形をとらせていただきたいということを申し上げたところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

先ほど岩下議員も言われるように、一緒じゃないですか。工期が何らかの事情で延期や明許繰越、事故繰越があれば議会にかけるということであれば、明記してよかじゃないですか。明記がなかったら、必ず議員さんは誰かが聞きますよ、工期はですね。それはもうはっきり言えますよ。ただ単に入札をして、いつまでということはありませんからね。町長言われるように、それだけ省くだけの問題ではないでしょう。もう知れた、成工、何日までと書くだけですからね。ぜひ町長のそういうふうな思いがあるならば、明記をしてください、わかりやすく。当然ない場合はお聞きしますよ。当然そう思います。この事業に反対するわけじゃありませんが、ただ、今、入札というか、指名をこうやって入札をされていますけど、工期のそういった成工が年度末に終わればいいんですよ、3月までで。ただ、私が心配しているのは、今説明の中で繰り越すような話まで出てくるような感じのごたるなら、事前にもう少しして、入札をしたがよくはなかったかなということを思っているんですよ。

あともう1点は、常任委員会に、やっぱり所管のところには、こういうふうな追加議案で出すならば、ちゃんと説明をしてからやるべきですよ。私はそう思います。私はそういった配慮があってしかるべきということを提言して、終わりたいと思います。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

岩下議員と中山議員と同じような形になりますが、この図面で表面だけはわかるんですけど、高低ですね、表土をとって、水はけがいいように盛り土したりとか、そういったことをされると思うんですが、どのくらいの深さまでとって配管されて、盛り土をどのくらい、立米とかわからなかったら、それはいいですけど、どのくらいされるのか、そこら辺の表面

だけでなく、立体的なものがちょっとこれではよくわからないので、その点について質問いたします。

○議長（上田利治君）

前川教育課長。

○教育課長（前川公望君）

お答えいたします。

今現在のところを平均的に6センチ掘削をいたしまして、それから10センチ上に乗せて仕上げるすると、平均6センチ土をとって、そして10センチの上乗せをするという形で施工するというございます。

以上のございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

6センチ程度、そしてまた10センチの盛り土ということですが、配管もされて、ただ、自然的な水の流れて外のほうで流れたって、やはり水はけがいいようにされているわけですよ、表面と中の中間の土とかは違うんですよ。そこら辺の説明ができるようでしたら、説明をお願いしたいんですけど。

○議長（上田利治君）

前川教育課長。

○教育課長（前川公望君）

お答えをいたします。

排水の件ですけれども、さっき10センチ下につきましては、粗い砂というか、そういうのが入ってクラッシュラン、採石が入って排水をすると。等高線みたいな感じで、100メートルの長辺方向ですね、100メートルの流れの方向で、中心部で80メートル距離をとりまして、それから12メートルのアールをかけて、等高線状にずっと、12メートルピッチで採石を深く入れて、排水をするような形で計画をされています。またそれを500から700ミリメートルくらいの深さで、今、潮遊びのほうに水を抜くような暗渠を入れて排水をするような形になっています。ですから、今回は排水のところまで扱わないので、ちょっと説明をしておりますでした。表面の水については、さっきU字溝の流れということで、そちらのほうに入るよ

うな形になっております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

整備工事についてなんですけれども、今、脇山議員の質問に対して土の入れかえ等々は説明がございましたけれども、ナンバー資料1、2によると、散水栓ですね、これは私も現場を見たんですけれども、今は使用できないと。何で使用できないかといったら、土が流出してしまって、散水栓の表面が出て使えないということで、今回、この整備工事がされるだろうと思いますけれども、まずナンバー資料1番の青い周りの栓はU字溝ということですが、これは現在、このU字溝はあるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

前川教育課長。

○教育課長（前川公望君）

お答えします。

ございます。ただ、開渠というか、ふたをかぶせてありますので、見えづらいとは思いますが、わかりづらいとは思いますが。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

このU字溝は暗渠のためにふたをしてあるからわからないと、今回の整備工事についてはここに流れるようにやりたいということなんですけれども、資料ナンバー2の、先ほどの高低差をおっしゃったですね、1.8と1.5ということは30センチの差があると理解していいですね。そしたら、相当雨が降ったら、今の雨は中途半端な雨じゃないだろうと思いますけれども、ゲリラ的な雨が降ったときには集中して中央の表面土は流れるということが起きるんじゃないかなと思いますし、これは今までの工法と全く一緒じゃないかなと思っておりまして、この表面土の流出対策は今回はなされておるかなと思うんですけれども、先ほど答弁の中に6センチですか、の中に雨も一緒に吸い込むような対策がなされておるのか、お願いします。

○議長（上田利治君）

前川教育課長。

○教育課長（前川公望君）

お答えをいたします。

資料3の一番右下をお願いいたします。この上に表面にケミカルバインダーということで、大体約3ミリ程度の化粧砂というか、を加工するんですけれども、それが土が流れにくいということ、保水性を持っていますので、流れにくいというような状況になります。それで、一応土の流れを防ぐという方法でございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

このケミカルバインダーですかね、これは初めての工法だろうと思いますが、今説明がございましたように、流れにくいということなんですけれども、例えば、このU字溝の周り、付近に芝生とかなんとかを植えれば、砂の流れの対策もできるんじゃないかなろうかと思っておりますし、今度新しい表面にこのケミカルバインダーを導入されるようですから、ひとつせっかくこういうお金をかけて整備なされるものですから、ひとつ流出対策にはできるだけ対応していただきたいと要望いたします。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

再度尋ねますけど、これ400メートルトラック、ここは公認コースですかね、400メートルは。そして、高低差がありますよね。100メートルを真っすぐした場合、これ2センチぐらいの差ですけど、こういうのは大丈夫なんですか。高低がちょっとありますよね、一番端から端までだったら。100メートル走るには大体フラットじゃなければいけないはずですよ。何センチまで誤差が認められているか、日本陸連のは私知りませんが、そういうのもちゃんと計算に入れてあるのか。

そして、先ほどから散水栓を言っていますけど、これはこのポイントは間違いないんですか。そうした場合、一番左端のポイントだったら、これは町民大会の200メートルのトラックですよ、この小さいほうの円は。そしたら、これ8コースまですれば、走るところに入

りますよね。コース内に入りますよね、一番左端の散水栓は。8コースまで引いた場合ですよ。だから、ここでは総合グラウンドだから、何編も言うように、サッカーでも何でもするし、サッカーのフィールド内にこの3つの散水栓がみんな入ってしまうんですよね。それが入らないように手前にずらすとか、そうすれば、反対側にまく水のホースが長くなるんですけど、そういうのも考慮してしたがいいんじゃないかと思うわけですよね。ソフトボールのフィールドの外にするとか、そういうこともだから、我々素人の意見も聞いてみて、今、友田君が言うように、散水栓の手前に芝生でも、人工芝でも敷いとけば砂の流れ込みは防がれるんですよね。だから、そういうのもいろんなことを聞いてしたがいいんじゃないかと思うんです。だから、散水栓の位置もどうしても真ん中じゃなくてもいいように、なるべくサッカーをするときに、そのフィールドにかからんようにとか、町民大会で8コースをする場合は、このポイントで間違いないなら、この一番左の散水栓はコースの中に入りますよね。だから、そういうことも考慮してすべきだと思うんですよ。事業はいいから、契約にはいろいろ異論は言いませんけど、そういう仕事の仕方、ポイントの置き方、ベースでもプレートでもポイントだけ置くのか、プレート板を置いておけば、またそれがグラウンド内にあれば滑ったりしますよね。そういうことも考慮してしてください。

○議長（上田利治君）

前川教育課長。

○教育課長（前川公望君）

申しわけございません。現場において検討させていただいて、施工の段階で変更したいと、差しさわりがある部分については変更したいと思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第73号 総合運動場整備工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程4 議員の派遣について

○議長（上田利治君）

日程4. 議員の派遣についてを議題といたします。

このことにつきましては、議員全員を経済状況、エネルギー事情等の視察研修のため、平成26年1月14日から18日まで中華民国へ派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま申しましたとおり派遣することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成25年第4回玄海町議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時1分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員